

① 不当請求トラブル (ワンクリック詐欺)

いきなり請求画面になってもあわでないで!

スマートフォンで無料サイトを閲覧していたら、年齢確認画面になった。「18歳以上」をクリックしたところ、突然「登録完了」となり、高額な料金の請求画面が消えなくなった。



POINT! 料金を支払う必要はありません。

無料だと思ってクリックした場合、有料契約は成立していません。

「誤操作はこちらへ」と書かれていても連絡をとってはいけません。



ADVICE!

- パソコンやスマホなどの広告で「無料」を強調しておいて、アクセスした途端に登録料を請求してくる手口です。
- 解決策を調べようとネット検索したら「ワンクリック詐欺を解決する」というコンサルティング会社を見つけた。被害防止とアドバイスの委託契約を結んで言われるままにお金を振り込んだが、これは必要のない契約だったと後で気づいた。こうした二次被害を引き起こさないように注意しましょう。(消費生活センターへの相談は無料です。)

- スマホ等の画面から請求画面が消えなくなってしまったら情報処理推進機構 (IPA) に相談しましょう。

※IPAはパソコンやスマホなどのインターネットトラブル解決のお手伝いをする機関です。



表紙のケースの場合、②が正解です。

①は、問合せをすることであなたの個人情報相手が知られてしまう危険があります。③は、そもそも料金を支払う必要はありません。不安であれば消費生活センターに相談しましょう。

② ネットショップでの通販トラブル

前払いには注意!
商品が届かない!
偽物が届いた!!

ネットショッピングでブランドのバッグを購入し、商品が送られてきた。実物を見てみたら、明らかに偽物とわかる粗悪品だった。



POINT! 信頼性の高い業者を選びましょう!

事業者の住所、電話番号、責任者が正しく記載されているかを確認しましょう



ADVICE!

- 通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。
- 事業者の住所や電話番号の記載がない、記載があっても実在しない、日本語に不自然な点があるなど、不審だと思えば取引をひかえましょう。
- メールだけのやり取りしかできない業者とは連絡が取れなくなることがあります。前払いするときは注意しましょう。
- 海外ネットショップでトラブルにあったら国民生活センター越境消費者センター (CCJ) に相談しましょう。

※CCJとは、海外の窓口となる機関と連携して、消費者と海外事業者との間のトラブル解決のお手伝いをする機関です。

